



復興庁説明資料 (F-REI関連)

令和5年11月
復興庁

福島イノベーション・コースト構想とF-REI

- 福島イノベーション・コースト構想を更に発展させ、既存の研究施設等の取組に横串を刺す司令塔となる中核拠点を設立することで、研究開発や産業化、人材育成の動きを加速化
- イノベ構想の産業集積等の取組は、F-REIの研究開発・産業化等に貢献

浜通り地域等の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト

福島イノベーション・コースト構想

推進機関：
(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構

- ◆ 福島第一原発の事故収束を進めながら新たな産業基盤を創出するため「あらゆるチャレンジが可能な地域」「地域の企業が主役」「構想を支える人材育成」の3つの柱の下、以下の幅広い取組を実施。
 - 産業集積(廃炉のための研究開発拠点・福島ロボットテストフィールド等の実証フィールド拠点を順次整備、企業誘致、実用化・事業化支援等)
 - 教育・人材育成
 - 交流人口・関係人口の拡大
 - 情報発信

緊密な連携と協働

創造的復興の中核拠点をを目指す国の特別な法人

福島国際研究教育機構 F-REI

司令塔

協議会を組織し、福島全体で最適な研究開発体制を構築するなど、既存施設等の取組に横串を指す機能を発揮

研究開発

福島の優位性が発揮できる5分野で、被災地ひいては世界の課題解決に資する研究開発を推進

我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献

産業化

F-REI発ベンチャー企業等の創出、企業等との連携による共同研究や技術移転等を実施し、産業集積の形成を推進

人材育成

研究開発を通じ、大学院生等を対象とした人材育成、地域の未来を若者世代を対象とする人材育成等を実施

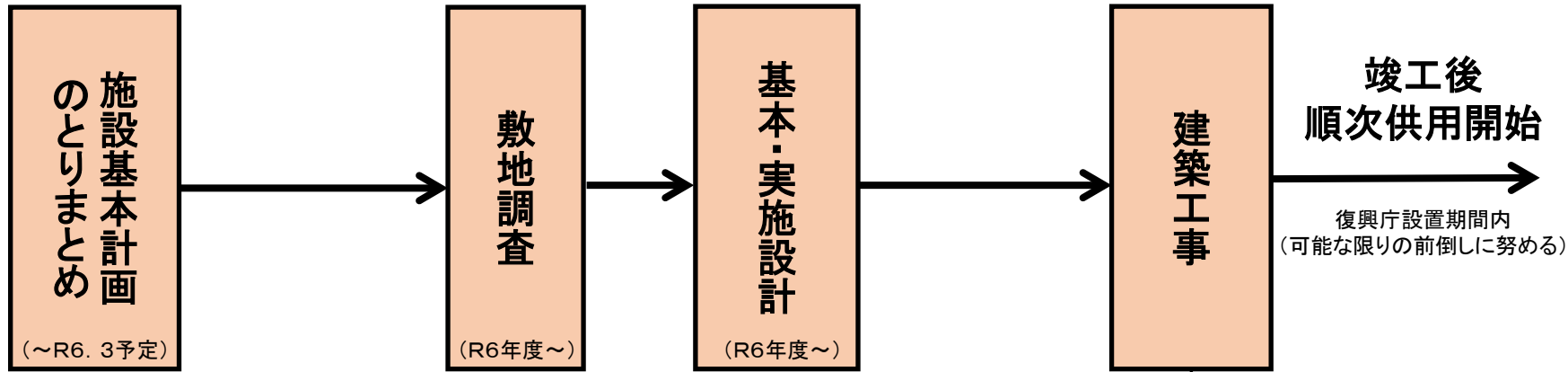
福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるもの

創造的復興の中核拠点をを目指す国の特別な法人を設立

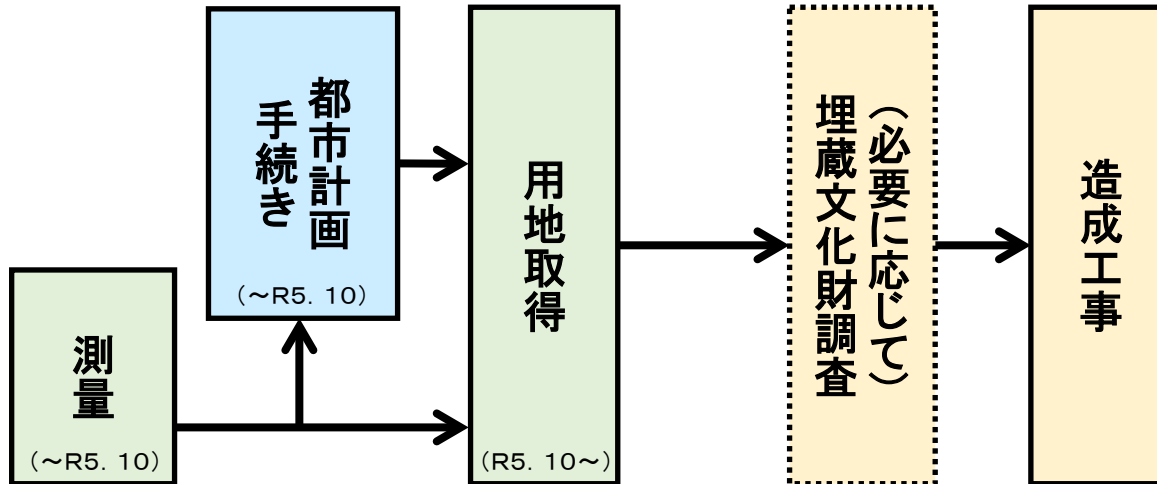
「全体としてさらに連携を進めるための仕組み等が必要」
「研究者や技術者の人材育成体制や学術基盤の整備が必要」
「経済効果を福島全体へ波及させていくことが重要」などの指摘

F-REI 本施設整備の進め方（イメージ案）

建物関連

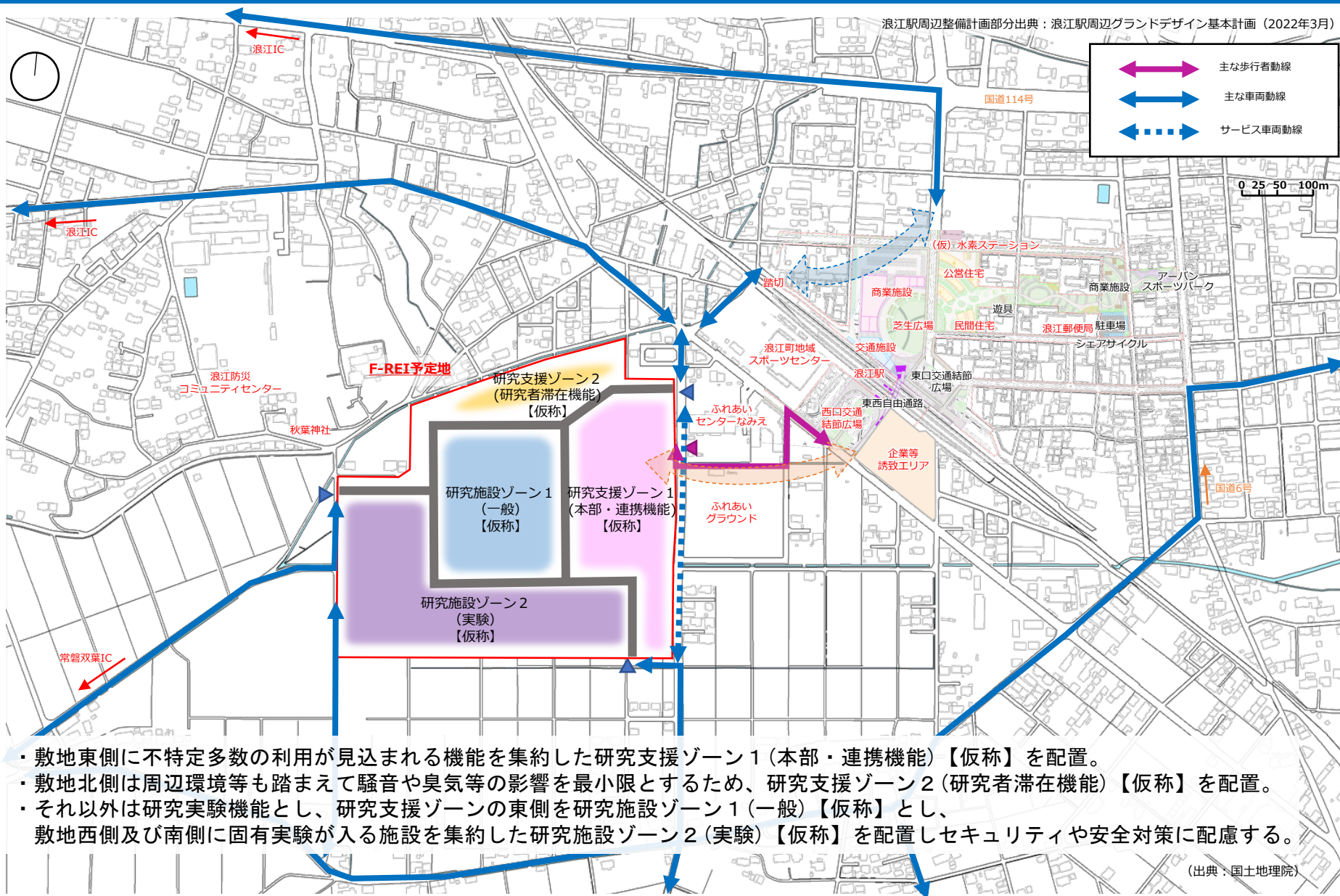


敷地関連



ゾーニングの全体方針

令和5年10月31日
第3回F-REI施設の在り方に関する
アドバイザー会議資料



(参考) 福島復興再生特別措置法 〈F-REI/イノベ構想関係部分の抜粋〉

(福島復興再生計画の認定)

第七条 福島県知事は、福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するための計画（以下「福島復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 福島復興再生計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

七 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。第八十六条において同じ。）の利用、医薬品、医療機器、廃炉等（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条に規定する廃炉等をいう。第六項及び第八十六条において同じ。）、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進のために実施すべき施策に関する事項

六 第二項第七号に掲げる事項には、原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット、農林水産業その他復興庁令で定める分野に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境の整備、国際的な共同研究開発を行う者その他の者の来訪の促進、産業の国際競争力の強化に寄与する人材の育成及び確保、福島の地方公共団体、福島国際研究教育機構その他の多様な主体相互間の連携の強化その他の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域（以下「福島国際研究産業都市区域」という。）を定めることができる。この場合においては、併せて福島国際研究産業都市区域において推進しようとする取組の内容を定めるものとする。

第七章 新産業創出等研究開発基本計画

(新産業創出等研究開発基本計画の策定等)

第九十条 内閣総理大臣は、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する研究開発（以下「新産業創出等研究開発」という。）並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保に関する施策並びにこれらに関連する施策（以下「新産業創出等研究開発等施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針に即して、新産業創出等研究開発等施策の推進に関する基本的な計画（以下「新産業創出等研究開発基本計画」という。）を定めるものとする。

四 内閣総理大臣は、新産業創出等研究開発基本計画の作成に当たっては、福島の自然的、経済的及び社会的な特性が最大限に活用されることとなるよう努めるものとする。

第八章 福島国際研究教育機構

(機構の目的)

第九十二条 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行うことを目的とする。

(参考)

福島国際研究教育機構関連事業 (復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省)

令和6年度概算要求額 **187億円**
(令和5年度予算額 146億円)

東日本大震災復興特別会計 185億円
一般会計 1億円

事業概要・目的

- **福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力強化を牽引する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指す「福島国際研究教育機構」を令和5年4月に設立した。**
- 機構では、中期目標及び中期計画に基づき、「**基盤作りと存在感の提示**」に重点を置き、機構の施設が整備される前にもできる限り早期に成果が得られるよう、研究開発等に取り組む。併せて、機構の施設整備に向けた取組を着実に実施する。
- このため、令和6年度概算要求において、**機構における運営管理、研究開発事業等の実施に必要な予算及び施設整備に向けた取組の実施に必要な予算を計上する。**

期待される効果

- 福島国際研究教育機構の業務を円滑かつ着実に実施することで、**福島や東北の復興及び我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献する。**

資金の流れ

【法人運営等、研究開発・産業化・人材育成】



【施設整備に向けた取組】



事業イメージ・具体例

- (1) **法人運営等 21億円**
 - ・ 機構の運営管理
 - ・ 専門人材の配置による研究開発等の支援体制の充実
 - ・ 新産業創出等研究開発協議会等の開催による司令塔機能発揮
 - ・ 機構の認知度向上に向けた取組 等

※一般会計上の法人運営費含む
- (2) **研究開発事業等(研究開発・産業化・人材育成) 130億円**
 - ・ 5分野の研究開発の推進
 - ・ 研究開発の成果の産業化に向けた検討
 - ・ 研究者による出前授業等の実施 等
- (3) **施設整備に向けた取組 36億円**
 - ・ 施設等の設計
 - ・ 用地取得事務、敷地造成に向けた準備工事 等



研究分野

【①ロボット】

複合災害を経験した福島で、廃炉や災害現場等の過酷環境で機能を発揮するロボット・ドローンの研究開発を行う。

【②農林水産業】

震災により大規模な休耕地や山林を有する地域特性を考慮し、新しい技術シーズの活用など、従来にはない次世代農林水産業に挑戦する。

【③エネルギー】

既存の水素関連設備等を活用し、カーボンニュートラルを地域で実現する。併せて先駆的なスマートコミュニティの実現に寄与する。

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】

福島の複合災害からの創造的復興の研究基盤として、放射線科学(核物理学、放射化学、核医学など)を据え、放射線やRIの利活用の検討を行う。

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

福島の複合災害から得られる様々なデータを集積し、知見を伝承することで、来るべき今後の災害への対策に資するとともに、まちづくりに貢献する。